

平成 25 年 9 月 20 日

復興庁

コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 1 回）及び
長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針の公表について

本年度創設した「コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点
形成交付金）」について、本日、第 1 回の交付可能額を通知します。

また、原発事故に伴う長期避難者の生活拠点を形成する 6 市町に
ついて、受入市町村ごとに、県、受入市町村、避難元市町村及び国
による協議で合意した、復興公営住宅や関連する基盤整備等に関す
る取組方針をまとめたのであわせて公表します。

1. コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 1 回）について

別紙 1 のとおり

2. 長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針について

別紙 2 のとおり

本件連絡先：
復興庁
原子力災害復興班 佐藤、石川、真鍋
TEL：03-5545-7369

コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 1 回）について

1. 交付可能額について

福島県、受入市町村及び避難元市町村から提出された 6 市町の生活拠点形成事業計画に対して行う交付可能額の通知は以下のとおり。

事業費：2,677 百万円 国費：2,316 百万円
 (注) 計数は精査の結果、今後変動があり得る。

2. 主な事業

- 災害公営住宅整備事業（福島県及び 2 村に対し、事業費：約 2,325 百万円、国費：約 2,035 百万円。これにより、原発事故に伴う長期避難者向けの復興公営住宅としては、370 戸に新たに着手し、復興交付金を配分済みの地区を加えると 918 戸に着手することとなる。）
- 道路事業（福島県及び 1 村に対し、事業費：約 26 百万円、国費：約 21 百万円。）
- 駐車場整備等の避難者支援事業等（福島県及び 1 村に対し、事業費：約 325 百万円、国費：約 260 百万円。）

3. 今後の予定について

第 2 回事業計画の提出受付時期は福島県、受入市町村及び避難元市町村等の作業状況等を踏まえて検討。

生活拠点形成事業計画別及び事業主体別の交付可能額（第 1 回）

事業計画名	事業主体	交付可能額（千円）	
		事業費	国費
福島市生活拠点形成事業計画	福島県	89,691	77,512
	飯舘村	642,615	559,204
会津若松市生活拠点形成事業計画	福島県	73,750	62,000
郡山市生活拠点形成事業計画	福島県	1,285,358	1,116,999
いわき市生活拠点形成事業計画	福島県	223,450	184,625
二本松市生活拠点形成事業計画	福島県	198,000	173,250
三春町生活拠点形成事業計画	葛尾村	163,765	142,902
合計		2,676,629	2,316,492

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた 取組方針の公表について

1. 概要

長期避難者等の生活拠点（町外コミュニティ）の形成に向けて、受入市町村ごとに、福島県、受入市町村、避難元市町村、国が、復興公営住宅の整備、道路等の関連基盤の整備、避難者の交流事業などのソフト施策等に関して、具体的な協議を行っている。今般、受入6市町について、これまでの協議により合意した内容を、取組方針として取りまとめたので公表する。

2. 今回方針を公表する生活拠点（※括弧内は避難元自治体名）

- ・ 福島市（飯舘村）
- ・ 会津若松市（大熊町）
- ・ 郡山市（富岡町、大熊町、双葉町）
- ・ いわき市（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）
- ・ 二本松市（浪江町）
- ・ 三春町（富岡町、葛尾村）

3. 内容

- ・ 避難者数や役場出張所の設置など、受入れの現状
- ・ 復興公営住宅や、道路など関連基盤の整備の取組方針
- ・ 避難者の交流事業など避難者支援策の取組方針 など

4. 今後の取扱い

- ・ 今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。
- ・ 今回公表していない生活拠点の形成に向けた取組方針についても、取りまとめた段階で公表する。